

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の要点 | 推進担当課 | 番号 | 対象事業名 | 事業内容 |
|------------------------------------|-----------------------------|------------------|--|----------|----|---------------------------|--|
| 地域で支え合い 笑顔とふれあいあふれる 福祉のまちづくり | ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり | 1-1 相談支援体制の強化 | 「我が事・丸ごと、地域共生社会の実現」に向け、包括的相談体制の構築が求められている。志木市では、庁内横断的取組を目指した共生社会推進課や所管の基幹福祉相談センターが新設予定であるが、独り暮らしや認知症高齢者の増加の中、専門的分野を所管する相談体制を担う担当各課における有機的連携による相談者の支援体制の構築が必要である | 長寿応援課 | 1 | 総合相談による支援 | 市内各圏域の高齢者あんしん相談センターが、各地域の特性も踏まえながら、個々の高齢者の問題解決やニーズに寄り添った総合的な相談支援を行う |
| | | | | 長寿応援課 | 2 | 地域ケア会議 | 多様な人材と職種による会議を開催することにより、個々の高齢者が抱える問題を解決・適切な支援を充実させるとともに、支援するための地域資源の整備を目指す |
| | | | | 共生社会推進課 | 3 | 基幹福祉相談センターの活用 | センターが相談機関の中核として、一次相談機関と連携して対応することにより、どこに相談したら分からない、複合的な課題等について対応していく |
| | | | | 生活援護課 | 4 | 生活保護事業 | ケースワーカー及び面接相談員が要保護者に対する相談支援を実施する |
| | | | | 生活援護課 | 5 | 民生委員・児童委員の活動 | 民生委員・児童委員による地域における相談支援を行う |
| | | | | 健康増進センター | 6 | 精神保健相談 | 問題を抱える本人及び家族から精神保健に関する相談に応じることにより、必要な保健指導及び助言を行う |
| | | | | 総合窓口課 | 7 | 市民相談事業 | 法律相談、人権相談、行政相談の定期的実施により、高齢者が抱える問題の解決とともに、安心して生活できる暮らしを支える |
| | | 1-2 権利擁護・虐待防止の推進 | 社会の高齢化や認知症高齢者の増加に伴い、8050問題等、重層的問題を抱えた家庭や意思決定の必要な高齢者が今後増加するものと思われる。本市においては後見制度を全ライフステージにおいて支援する後見ネットワークセンター（現・基幹福祉相談センター）が設置されているが、専門分野を所管する担当各課による有機的連携体制の構築が必要である | 長寿応援課 | 8 | 虐待相談及び虐待対応 | 高齢者虐待に関する相談や通報を受け、関係機関との連携のもと対応することにより、高齢者の安全確保を図る |
| | | | | 共生社会推進課 | 9 | 基幹福祉相談センターの活用 | 後見制度の利用に関する支援を行う基幹福祉相談センターと権利擁護相談を集約する一次相談窓口とが連携して対応することにより、権利擁護を推進する |
| | | | | 生活援護課 | 10 | 生活保護扶助事業 | 生活保護受給者に対し保護費（扶助費）を支給することにより憲法に規定された最低生活費を保障する |
| | | | | 生活援護課 | 11 | 民生委員・児童委員の活動 | 民生委員・児童委員による地域での見守り活動により、権利侵害や虐待等の早期発見を図る |
| | | | | 生涯学習課 | 12 | 人権研修会 | 市民向け研修会を開催することにより、高齢者を含み広く人権課題についての理解を図る |
| | | 1-3 在宅生活の継続支援 | 社会の高齢化の進展に伴い、生活の維持及び災害における対応や、介護者の負担軽減等、介護保険内外のサービスの拡充が必要である | 長寿応援課 | 13 | 訪問理美容サービス | 自宅で受けられる訪問理美容サービスの助成を行うことにより、外出が困難な要介護（要介護3～5）認定者へ安心な生活の提供を図る |
| | | | | | 14 | 緊急時連絡システム・高齢者見守り通報システムの貸与 | 独り暮らし高齢者等へ、緊急時にボタンを押すと消防署へ通報される装置を貸与することにより、高齢者の安全な生活を維持するとともに、緊急時における備えを図る |
| | | | | | 15 | 高齢者日常生活用具購入費助成 | 在宅でひとり暮らしの高齢者へ日常生活用具（電磁調理器）の購入費を補助することにより、安全な生活を維持するとともに、高齢者の自立支援を図る |
| | | | | | 16 | 介護保険市町村特別給付 | 介護保険制度で給付できない市独自のサービス（移送サービス、住宅改良）の実施により、介護サービス利用者の在宅生活を支援する |
| | | | | 共生社会推進課 | 17 | 障がい福祉サービス事業の活用 | 障がい者相談支援事業所及び介護支援専門員との連携により、障がい者手帳を所持する高齢者の、障がい福祉サービスの併用や、介護保険サービスへの移行をスムーズに行う |
| | | | | 生活援護課 | 18 | 生活保護扶助事業（住宅扶助、介護扶助） | 生活保護受給者に対する住居費及び介護扶助費の支給することにより住環境と必要な介護サービスの提供を図る |
| | | | | | 19 | 災害見舞金及び災害弔慰金の支給事業 | 災害見舞金及び弔慰金の贈呈により、被災された市民への慰労とする |
| | | | | 環境推進課 | 20 | 家庭ごみ戸別訪問収集事業 | 家庭ごみを集積所に出すことが困難な世帯に対して、戸別に自宅を訪問し、家庭ごみを収集することにより、日常生活の負担の軽減等を図る |

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の要点 | 推進担当課 | 番号 | 対象事業名 | 事業内容 |
|------------------------------|---------------------------------|--------------------------|--|----------|----|---------------------------|--|
| 地域で支え合い 笑顔とふれあいあふれる 福祉のまちづくり | ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり | 1-4 安全・安心な生活環境の整備と住まいの整備 | 社会の高齢化の進展に伴い、独り暮らしや認知症高齢者の増加の中、生活の維持及び災害における対応や、介護者の負担軽減等、住環境の整備における制度や仕組み拡充が必要である | 都市計画課 | 21 | デマンド交通事業 | 既存のタクシーを活用した低額の移送サービスを実施することにより、交通弱者の移動手段の確保を図る |
| | | | | 道路課 | 22 | 歩道快適化事業 | 市内の既存歩道の段差の解消や平坦性の確保を計画的に更新することにより、誰もが安心して歩きやすい歩道を整備する |
| | | | | 建築開発課 | 23 | 住宅の耐震化補助事業 | ・建築物耐震診断、耐震設計及び改修補助金 昭和56年5月31日以前に着工した居住用の住宅等の耐震診断、耐震設計及び耐震改修費用を補助し、地震による建築物の倒壊の防止と安全な建築物の整備を図る ・安全住宅リフォーム補助 適法に維持管理されている自己居住用の住宅のリフォーム補助金の交付により、安全な住環境の整備と地域経済の活性化、住宅の耐震化を図る ・危険ブロック塀等撤去改修補助 危険ブロック塀等の撤去、改修工事補助金の交付により、地震に伴うブロック塀等による被害や避難、救助、消火活動の妨げになることを最小限に抑える |
| | | | | 防災危機管理課 | 24 | 地域防災訓練、防災講座 | 地域の防災訓練を通して防災対策を図るとともに、防災講座を通して地域の相互扶助の意識の高揚を図る |
| | | | | いろは遊学館 | 25 | いろは大学における「防災講座」の実施 | 60歳以上の方を対象とした生涯学習講座において防災に関する講座を実施することにより、自助・共助・公助による防災についての意識を高め、被害の拡大防止を図る |
| | ② みんなが参加する生きがいとふれあいあふれる元気なまちづくり | 2-1 社会参加と生きがいづくりの推進 | 高齢化の進展に伴い、社会全体の人口構造が変化していく中、前期高齢者や元気な高齢者の生きがいづくりや社会参画による、介護予防や社会の担い手としての活用が、来る2040年問題（団塊ジュニア世代が65歳以上になる）を見据えた対応として必要である。 | 市民活動推進課 | 26 | アクティブシニア等社会参加支援事業 | 市内を中心に活動するボランティア団体や事業所等と高齢者等市民とのマッチングの機会を提供することにより、ボランティア活動等の参加促進を図る |
| | | | | 長寿応援課 | 27 | いきがいサロン事業 | 小学校の空き教室を活用したサロンを市民で構成された実行委員会が運営することにより、高齢者間のコミュニケーションを深めるとともに、生きがいづくりと児童とのふれあい交流を図る |
| | | | | | 28 | 街なかふれあいサロン事業 | 空き店舗を活用したサロンを市民ボランティア団体が運営することにより、高齢者間のコミュニケーションを深めるとともに、生きがいづくりや見守り、声かけなどの福祉活動の促進を図る |
| | | | | | 29 | 生活支援体制整備事業 | 住民主体の協議体による活動を各圏域で実施することにより、地域における支え合い活動の醸成や集いの場の創出等、住民が互いに関心を持ちながら支え合う、高齢者自らが担い手となる環境整備を図る |
| | | | | | 30 | シニアボランティアスタンプ事業 | 活動に参加した場合に付与されるスタンプ数に応じて買物券と交換することにより、地域貢献活動への参加促進を図る |
| | | | | 健康増進センター | 31 | 出前健康講座 | 市民団体や町内会等を対象に、生活習慣病の予防や改善を目的とした、講話や実技による健康教育を実施することにより、自発的に「健康づくり」に取り組んでもらう意識の向上を図る |
| | | | | いろは遊学館 | 32 | いろは大学「学社融合音楽講座」（志木小学校4年生） | 60歳以上の方を対象とした生涯学習講座において、志木小学校4年生との学社融合音楽講座による、歌や手遊びの多世代交流を実施することにより、知識と教養を高め、仲間づくりや生きがいづくりを図る |
| | | | | 生涯学習課 | 33 | 志木市民文化祭・志木市美術展覧会・志木市芸能祭 | 文化・芸術活動を発表する参加機会を提供する事業の開催により、創作活動の機会の提供と振興、文化意識の高揚を図る |
| | | | | 産業観光課 | 34 | シニア世代向けの就労支援事業 | シニア世代向けの労働セミナーや埼玉労働局主催の就職面接会等の実施により、雇用の機会を確保するとともに、社会参加への支援体制づくりを図る |
| | | | | 共生社会推進課 | 35 | 自助・互助に資するまちづくりの推進 | 地域包括ケアを推進するため、市役所内対象事業の適切な進行管理を行い、効果的な推進を図る |

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の要点 | 推進担当課 | 番号 | 対象事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------|---------------------------------|------------------|--|---|--------|---|--|
| 地域で支え合い 笑顔とふれあいあふれる元気なまちづくり | ② みんなが参加する生きがいとふれあいあふれる元気なまちづくり | 2-2 地域活動への参加促進 | 社会全体の人口構造の変化と高齢者人口の増加に伴い、社会全体で高齢者を支える「我が事・丸ごと、地域共生社会の実現」に向け、地域活動への参加を促進させる必要がある | 市民活動推進課 | 36 | 元気の出るまちづくり活動支援事業 | 団体間交流や地域活動、研修等、団体の活動を支援する報償金を支給することにより、自発的活動による触れ合いを促進する |
| | | | | 長寿応援課 | 37 | 生活支援体制整備事業 | 住民主体の協議体による活動を各圏域で実施することにより、地域における支え合い活動の醸成や集いの場の創出等、高齢者の社会参加の環境整備を図る |
| | | | | 健康政策課 | 38 | 地域の「しよく（食・職）場づくり」事業 | 民間食品会社と共同で、住民主体の「地域で食育を推進する人材」及び「食を通じた集いの場を運営する人材」を発掘・育成することにより、健康・食育の推進と地域住民の共食の創出を図る |
| | | | | 健康増進センター | 39 | 食生活改善推進員養成講座 | 地域における自主的な食を通じた健康づくりを支援する食生活改善推進員を養成することにより、市民の健全な食生活の改善と定着を図る |
| | | | | 生涯学習課 | 40 | グループサークル情報 | 冊子やホームページでのグループサークルの情報提供を行うことにより、地域活動の促進を図る |
| | | | | いろは遊学館 | 41 | 学社融合事業「いろはふれあい祭り」 | いろは遊学館・図書館、志木小学と共催の事業を開催することにより、ステージ発表・展示等、文化・芸術活動を発表する参加機会を提供するとともに、各世代の交流を深める |
| | | | | 共生社会推進課 | 42 | 地域共生社会に向けた基盤づくりと市民参画 | 市の各事業について、地域包括ケアの視点を踏まえた取組みの促進と、意識の醸成を目的とした職員向けの講習会を開催することにより、地域包括ケアに関する普及啓発と市民力の醸成を図る |
| | 子ども支援課 | 43 | 「保育園等による世代間交流事業」「もくせいにおける世代間交流事業」 | 民間保育施設や幼稚園において、子どもから高齢者までが、互いに交流を深める事業を展開することにより、世代間のふれあいと地域の活性化を図る | | | |
| | ③ 健康を維持し、医療・介護・福祉のまちづくり | 3-1 在宅医療・介護連携の推進 | すべての人が人生の最後まで住み慣れた地域で可能な限り生き生きと暮らしていくためには、在宅医療と介護の拡充及び連携の推進に向けた関係機関の協力が必要である | 長寿応援課 | 44 | 在宅医療介護連携推進事業 | 医療や介護等の関係者との協働・連携を推進する事業を展開することにより、在宅医療と介護を一体的な提供を図る |
| | | | | 健康政策課 | 45 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | 庁内連絡会議の開催や国保データベースシステムによる健診・医療・介護データの横断的分析、評価及び地域課題の把握と健康状態が不明な高齢者の状態把握並びに必要なサービスへのつなぎへの活用等、関係課で共通認識を図りながら実施することにより、保健事業と介護予防事業の一体的提供を図る |
| | | 3-2 認知症対策の強化 | 高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加に伴う支援体制の多様化、制度や仕組みの拡充が必要である。 | 長寿応援課 | 46 | 認知症カフェ | 認知症の人やその家族、専門家や地域住民が情報交換と交流をする集いの場を実施することにより、認知症に対する理解を深めるとともに、介護者を支援する |
| | | | | | 47 | 認知症SOS声掛け模擬訓練 | 認知症で迷った高齢者への声かけ方法を地域ぐるみで訓練することにより、認知症高齢者の安全と事故防止を確保するとともに、正しい対応方法の普及を図る |
| | | | | | 48 | 認知症サポーター養成講座 | 認知症の高齢者と家族をあたたく見守る応援者（サポーター）を養成する講座を開催することにより、認知症への正しい理解を深めるとともに、見守りの環境整備を図る |
| | | | | | 49 | 認知症初期集中支援チーム事業 | 多職種がチームとなったアウトリーチ支援を行うことにより、認知症高齢者の早期発見、早期支援を図る |
| 健康増進センター | | | | 50 | こころの相談 | 精神科医師や心理カウンセラーによる、こころの病や様々な悩みごとを持つ本人及び家族から相談を受けることにより、問題解決の支援を行うとともに認知症状への早期対応を図る | |
| 共生社会推進課 | 51 | 基幹福祉相談センターの活用 | 後見制度と障がい福祉の利用に関する支援を行う基幹福祉相談センターと高齢者の相談窓口である一次相談窓口とが連携して対応することにより、判断能力に不安のある認知症高齢者への支援する | | | | |
| 学校教育課 | 52 | 認知症サポーター養成講座 | 高齢者福祉担当課主催の市内小中学校における、認知症サポーター養成講座へ協力することにより、児童・生徒の認知症への理解を促進するとともに、地域における見守りの普及を図る | | | | |

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の要点 | 推進担当課 | 番号 | 対象事業名 | 事業内容 |
|------------------------------|--|---|---|----------|----|--------------------------|--|
| 地域で支え合い 笑顔とふれあいあふれる 福祉のまちづくり | ③健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり | 3-3 健康づくり・介護予防の推進 | 高齢者社会の進展に伴う人口構造の変化の中、介護を可能な限り必要としない、元気な高齢者が生き生き暮らしていけるよう、心身機能の維持向上に寄与する事業の推進が必要である。 | 長寿応援課 | 53 | からだづくり教室 | 介護リスクのある高齢者に対し、運動・栄養・口腔・認知機能向上を目的とした複合プログラムを実施することにより、高齢者の心身機能の維持向上を図る |
| | | | | | 54 | シニア体操教室 | ロコモ予防、骨折・転倒予防を目的とした筋力トレーニング講座を開催することにより、高齢者の心身機能の維持向上と、介護予防の普及啓発を図る |
| | | | | | 55 | 脳リフレッシュ教室 | 認知症予防を目的とした知的トレーニング等の講座を開催することにより、高齢者の認知機能の維持向上と、介護予防の普及啓発を図る |
| | | | | | 56 | 栄養改善訪問支援事業／栄養アップ訪問支援事業 | 食事や栄養に心配がある高齢者に対し、管理栄養士がアドバイスする訪問事業を実施することにより、高齢者の心身機能の維持向上と、介護予防の普及啓発を図る |
| | | | | | 57 | お口のケア訪問支援事業／お口はつらつ訪問支援事業 | 歯や飲み込み等に心配が高齢者に対し、歯科衛生士がアドバイスする訪問事業を実施することにより、高齢者の心身機能の維持向上と、介護予防の普及啓発を図る |
| | | | | | 58 | 元気アップトレーニング | 体力の衰えが気になる高齢者に対し、柔軟体操やマシンを利用した通所型の個別トレーニング講座を実施することにより、高齢者の心身機能の維持向上と、介護予防の普及啓発を図る |
| | | | | | 59 | フレイル予防プロジェクト | 地域におけるフレイルサポーターの養成やフレイルチェックの実施等により、要介護状態前のフレイル予防を図る |
| | | | | | 60 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | 国保データベースシステムのデータから高齢者の健康課題を把握し、効果的な保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康増進と介護予防を図る |
| | | | | 健康政策課 | 61 | 百歳体操事業 | おもりを活用し、椅子に座ってでもできる筋力アップ体操を住民主体の通いの場で実施、運営することにより、地域における介護予防を促進する |
| | | | | | 62 | 特定健康診査・特定保健指導等 | 40歳から74歳の国民健康保険被保険者と被扶養者を対象とした健診と保健指導を実施することにより、メタボリックシンドロームの予防と改善を図る |
| | | | | | 63 | 検診事業 | がん健診等、様々な疾病の健診を実施し、受検者の疾病を早期発見、早期治療につなげることにより、治療後の生命予後やQOLの向上を図る |
| | | | | 保険年金課 | 64 | いろは健康ポイント事業 | 40歳以上を対象に活動量計を無償貸与し、歩数や体組成等を自主的にチェックしながら、ポイントの獲得とポイントに応じた地域商品券に交換できる事業を実施することにより、健康意識の高揚と健康寿命の延伸を目指す |
| | | | | 健康増進センター | 65 | 後期高齢者特定健康診査 | 75歳以上の後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健診を実施することにより、後期高齢者がかかりやすい疾病の予防と改善を図る |
| | | | | 生涯学習課 | 66 | 健康Step up 講座 | 健康講話と運動を合わせた健康講座を実施することにより、生活習慣病の予防と健康意識の向上を図る |
| 67 | 体力測定 | 健康まつり等の事業内で参加者の体力測定を実施することにより、健康意識の普及啓発と高揚を図る | | | | | |

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の要点 | 推進担当課 | 番号 | 対象事業名 | 事業内容 |
|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|--|-------|----|--------------------|--|
| 地域で支え合い 笑顔とふれあいあふれる 福祉のまちづくり | ③ 介護・健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが利用できるまちづくり | 3-4 地域支援事業の充実 | 介護サービスとしての地域支援事業の拡充・推進により高齢者社会に対応する必要がある | 長寿応援課 | 68 | 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 | 住民の地域活動拡大、社会参加を可能とする訪問型サービスAと専門職による短期集中支援として通所型・訪問型サービスC等、住民や民間の専門職等多様な主体が参画した、サービスの充実させることにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を図る |
| | | | | | 69 | 家族介護者交流事業 | 家族介護者が互いに交流したり、リフレッシュする機会を設ける事業を開催することにより、家族介護者のストレスの軽減を図るとともに、介護情報の提供と情報交換できる環境づくりを図る |
| | ④ 介護保険を安心して利用できるまちづくり | 4-1 介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの向上 | 社会構造の変化の中、高齢者や介護者の生活を支える介護サービスの整備が必要となる | 長寿応援課 | 70 | 介護事業所の整備 | 今後の介護サービスの需要を適正に見込み、計画的な事業所整備を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制を整備するとともに、安定的介護保険事業の運営を図る |
| | | | | | 71 | 低所得者への介護保険負担軽減事業 | 介護保険サービスの利用料負担が困難な高齢者に、利用料の一部を補助する介護保険利用料補助と、社会福祉法人等が利用者に対して行う、軽減制度の活用により、低所得者等が安心して介護サービスを受けられる環境の整備を図る |
| | | | | | 72 | 介護保険市町村特別給付 | 介護保険制度で給付できない市独自のサービス（移送サービス、住宅改良）の実施により、介護サービス利用者の在宅生活を支援する |
| | | | | | 73 | 介護給付等適正化事業 | 介護給付費等適正化事業（介護認定適正化事業、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、介護給付費通知）を行うことにより、適正な介護保険制度を維持を図る |
| | | | | | 74 | 介護人材の確保、育成支援事業 | 介護職希望者のマッチング機会の創出と、介護職員への研修補助等を実施することにより、介護職員の安定的確保と質の維持向上を図る |
| | | | | 福祉監査室 | 75 | 指導監査の実施 | 計画的な事業所等運営状況の指導・監督と、必要な助言等を行うことにより、良質で適正なサービスの提供を確保する |

※推進担当課は「第8期介護保険事業計画骨子（案）」から各課所掌事務に基づき割り振り、高齢者保健福祉計画等庁内検討会議にて議論の上、対象事業（案）を選定